大和郡山市建設工事仕様書

1 工　事　名	市営北山西住宅(3号～7号)解体整備工事	
2 工 事 場 所	大和郡山市小泉町地内	
3 工 事 期 間	着工の日から令和9年2月26日まで	
4 工 事 概 要	・建物解体工事　一式 ・敷地整備工事　一式 敷地整地、防草シート張り、新設フェンス設置等	
5 事業担当課	事業担当課：住宅課 業務担当課：入札検査課（施設整備室）	
6 契　約　日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）	
7 契 約 保 証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。	
8 支 払 事 項	前　払　金	請負金額が300万円以上の場合は請求が可能である。 ただし、前払金として請負金額の40%、中間前払金として請負金額の20%を限度とする。
	部分出来高払	なし
	完 了 払 金	工事完成検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払うものとする。
9 質 問 事 項	質問書提出日時	令和8年11月17日午前9時から正午まで
	質 問 方 法	指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（工事）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。
	提　出　先	住宅課
	質問回答日	令和8年11月19日午後1時から開札前日まで
	質問回答場所	ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→**建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）**にて閲覧できます。
	そ　の　他	質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。 **また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。**

特記仕様書

第１条　市営北山西住宅(3 号～7 号)解体整備工事の施工にあたっては、設計図書及び**国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書［最新版］**（ホームページ「官庁営繕の技術基準」参照)によるものとする。

第２条　各仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第３条　請負者は工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図るものとする。

第１章　　総　　則

１．設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

２．工事の着手

本工事については、契約後速やかに着手すること。

３．**総合**施工計画書の提出

総合施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に監督職員に提出しなければならない。

４．施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

５．建設副産物

（１）本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、別紙のとおりとする。

（２）本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。

なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

①　受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。

② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。

③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。

④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。

⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設とし、産業廃棄物処分については各関係法令を遵守した奈良県内外の処分許可を持つ受入施設とする。また、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

〇積算上の条件明示（不要なものは枠ごと削除すること）

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	(有)日の出産業	9.8 km	8:00～17:30 夜間・休日不可 休止（日曜・祝日）	中間 (破砕)
ｱｽﾌｧﾙﾄ塊	(有)　大志	19 km	8:00～17:30 夜間・休日不可 休止（日曜・祝日）	中間 (チップ化再利用)
木材、ｶﾞﾗｽ、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ、繊維くず、石膏ﾎﾞｰﾄﾞ	(有)　大志	19 km	9:00～16:00 夜間・休日不可 休止（土曜・日曜・祝日）	中間 (破砕)
石綿含有建材	(株)南都興産	36km	9:00～17:00 夜間・休日不可 休止（土曜・日曜・祝日）	最終 (管理)

（3）建設工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記（2）①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。

（4）産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（Ｄ・Ｅ票）を提出すること。

（5）建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあっては再生資源利用［促進］（計画・~~実施~~）書を、工事竣工後は再生資源利用［促進］（~~計画~~・実施）書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。

（6）工事用残土・殻捨場は、民間の指定処分地（別紙 建設発生土受入業者一覧・産業廃棄物処分業者一覧　内での指定）であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。

（7）本工事の施工により発生する石綿含有建材については、産業廃棄物税の対象であるため、搬出時に産業廃棄物税相当額を**最終処分場業者**に支払うこと。

（8）再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、奈良県技術管理課ホームページ又は国土交通省ホームページからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、請負者は、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6．事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

7．交通安全管理

（1）交通誘導警備員の配置について

① 交通誘導警備員は「警備業法（昭和４７年７月５日法律第１１７号」第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。

② 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。

③ 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編　　成	昼夜別	交代要員の有無	備　　考
図示	１名／日	交通誘導警備員Ｂ	昼間	無	延べ50名

交通誘導警備員Ｂ：警備業者の警備員（警備業法第２条第４項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

（2）「ダンプトラック等による過積載等の防止について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

8．官公庁等への手続き等

（1）本工事は、有資格者等による石綿事前調査を実施し、石綿事前調査結果報告システムにより申請を行うこと。

また、工事打合せ簿等にて監督職員へ申請（登録）完了の報告を行い、監督職員又は検査職員より請求があった場合には登録内容を提示しなければならない。

（２）工程および施工方法について、あらかじめ監督職員と打ち合わせの上、関係官公署および企業と協議を行い事故の発生を防止すること。

９．施工時間及び施工時間の変更

施工時間は、午前９時から午後５時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

10．各種保険及び退職金制度について

（１）請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則１ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第２章　　材　　料

１．資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

①　県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品

②　奈良県リサイクル認定製品

２．材料に関する指示事項

（１）再生材の使用について

イ．本工事の施工において使用する再生材（再生ＣＲ，再生砂，再生粒度調整砕石，再生アスファルト）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、工事施工箇所から20ｋｍの範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。

ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督職員と協議すること。

ロ．上記イ．に記載しない再生材の使用にあたっても、奈良県産品の使用をより一層努めること。

ハ．再生材の使用にあたっては、「再生材の使用に関する取り扱いについて」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

ニ．再生材の使用に当たっては、使用前に、監督職員に再資源化施設が発行する試験成績書を提

出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。
現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けること。

第３章　　補足事項

１．現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

２．下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

３．コリンズ(CORINS）への登録

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書［最新版］のとおり。

第４章　　そ の 他

１．一般事項

（１）住民対策

イ．公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。

ロ．地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、請負人が責任を持って対処すること。

ハ．第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。

ニ．現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。

ホ．作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。

ヘ．トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。

ト．工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。

チ．道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。またその排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修ではなく全面的に入れ替えること。

リ．舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して水のたまらないように平滑に仕上げること。

ヌ．個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。

ル．交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁重に誘導・指示させること。

ヲ．苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。

（2）工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

2．その他留意事項

・施工にかかる際、近隣住民または住居等に注意し作業を行うこと。
・工事で生じた破損は補修または交換を行い、請負者の負担で現状復旧を行うこと。（工事場所以外を含む。）
・年末年始の休暇中には、厳重な現場施錠に努めること。
・石綿除去作業を行う工事現場のため、建物概要等を事前に確認し、適切な計画に沿って施工を行うこと。


N
新町保育園
新町南老人憩いの家
新町
児童公園
新町南子供の広場
西光寺
浄光寺
21世紀自
西田中
児童公園
清水神社
西田中町
ふれあいセンター
公園
工事場所：市営北山西住宅（3号～7号）
西田中町
京原東第2号児童公園
北山西児童公園

（別紙）

令和8年10月1日 以降　産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類（工作物除去に伴って生じた不要物）	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥
中間処理施設									
(株) I・T・O	天理市田町418番1、419番3、420番1の各一部		○		○			○	○
	奈良市南庄町129番地、136番、143番地の各一部、182番地、191番地1、143 番地	○	○	○	○	○	○	○	
(有) アサヒ開発	御所市大字元町315番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 井戸本	御所市大字室221番の一部、225番7、225番8、225番9、226番の一部、227番、228番の一部		○				○	○	
(株) 今西組	吉野郡十津川村大字小川200番30外3筆			○	○				
(株) 今西商店	橿原市飯高町157番1	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 上田建設	御所市大字柏原1485番4の一部	○						○	
内村興産 (株)	生駒市北田原町1207番8	○						○	
(有) 馬本賢商店	平群町大字若井589番1外6筆	○	○			○	○	○	
栄和建設 (株)	葛城市中戸39番地、35番3			○					
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264番地1の一部			○					
(株) ガイアート	大和郡山市今国府町6番9、20番、椎木町384番4	○						○	
(株) 梶本建材	川西町大字下永960番1、961番1	○						○	
(株) 川勝興産	御所市大字古瀬1287番3の一部		○	○	○	○			○
川上村森林組合	川上村大字西河字坂呑18番2外2筆			○					
関西化学工業 (株)	上牧町中筋出作158番6		○						
関西メタルワーク (株)	生駒市小平尾町1490-1、1491-1						○	○	
(有) 北大和開発	上牧町大字上牧4666番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) クボクリーンサービス	香芝市尼寺一丁目8番、9番		○	○	○	○	○	○	
(有) グローバル開発	葛城市中戸321-2、322-1		○	○	○	○			
(株) 小倉開発	香芝市尼寺333-1、333-3		○	○	○	○			
(株) 坂本興業	御所市大字室字西口15番2	○	○	○	○	○	○	○	
(株) サクラモト	御所市大字三室610番1	○	○	○	○	○	○	○	
三建工業 (株)	橿原市曲川町7丁目627番、628番の一部	○							
三洋商事 (株)	奈良市蘭生町432番1	○	○	○		○	○	○	
(株) 四季園	生駒市小倉寺町277番2の一部	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 島田工務店	天理市福住町4314番、4316番、4317番3、4318番1			○					
(株) JUNコーポレーション	橿原市東竹田町169番地2、169番地3		○	○	○	○	○	○	
(株) 章南	御所市大字元町137番地の21		○	○	○		○	○	
(株) セイケ商事	香芝市大字尼寺580番4		○	○	○	○			
(株) 正光	御所市大字樋野461番地の一部、戸毛1116番地外1筆、1082番1	○	○	○	○			○	○
積水化成品工業 (株)	天理市森本町670番地1外32筆		○						
(有) 宗大	葛城市南花内252番地1の一部	○						○	
(株) ダイケン	奈良市北之庄西町二丁目11番地1、11番地6、11番地10	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 大志	橿原市新堂町281番の8外3筆	○	○	○	○	○	○	○	
大泉運輸 (株)	五條市二見5丁目1145番、1146番、1147番1、1148番1、1166番1、1167番、1168番2、1474番各々の一部			○					
太洋エンジニアリング (株)	十津川村大字七色157番の一部			○					
(株) 大和化銀	宇陀市室生向渕2249番137		○	○	○	○	○		
(有) 大和環境サービス	河合町大字穴闇130番6		○	○	○	○			
(有) 大和産業環境社	上牧町大字中筋出作240番3		○	○	○	○	○	○	
(有) 拓栄興産	葛城市梅室138番12、138番13　汚泥は発生現場で固化処理すること(車両搭載型攪拌固化機)		○	○	○	○			○
(株) 中和営繕	桜井市大字浅古1079、1080、1086-1、1087-1、1088-1、1097-1、今井谷507外1、720	○	○	○	○	○	○	○	○
(株) 鶴田商店	田原本町味間317-1、317-7、317-8	○	○	○	○	○	○	○	
(株) ディ・シー	葛城市新村123番1、127番1	○	○	○	○	○	○	○	
徳本砕石工業 (株)	大淀町芦原531番地の1	○							
(株) トロワピリエ	大和郡山市小泉町2512番1		○※1			○※1			

令和8年10月1日 以降　産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類（工作物除去に伴って生じた不要物）	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥
(株) 中家建設	下市町大字原谷245外12筆			○					
(株) 中作	宇陀市菟田野宇賀志667番1、678番、679番		○	○	○	○			
(株) 中吉野開発	下市町大字栃原2353番1の一部、2353番4、2353番5	○		○				○	
奈良県アスコン協同組合	大和郡山市額田部北町1137番地1外5筆	○							
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂184番の一部	○	○	○	○	○	○	○	
奈良総合リサイクルセンター (株)	御所市大字多田572番1外5筆	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良マテリアル (株)	御所市大字城山台90番地の20、166番地4、166番地5	○	○				○	○	○
(株) 奈良リサイクル	御所市大字池之内528番地の1の一部、528番地の2		○※1			○※1			
(株) NANBU	大和郡山市長安寺町276-2　産業廃棄物の発生現場での処理に限る（車両搭載型溶融施設）	○	○	○	○	○	○	○	
	奈良市蘭生町416番1、416番2、418番1、418番4	○	○	○	○	○	○	○	
南部環境開発 (株)	田原本町大字千代580番地の4外2筆	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 西岡組	宇陀市大字陀野依254番2、256番2、256番1の一部	○						○	
日章金属興業 (有)	葛城市兵家171-1、171-7、152-7、152-12、166-3、1566		○				○	○	
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1249番地、1251番地の各一部	○	○			○	○	○	
野村興産 (株)	宇陀市菟田野大澤76番2		○※2				○※2	○※2	
(株) ヒカリワールド	五條市住川町1309番地		○			○			
(株) 疋田建設	葛城市大字加守1500番外2筆、香芝市穴虫2624番1、2624番2の一部	○		○			○	○	○
一林産 (株)	奈良市蘭生町445番、446番1			○					
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6番地の6	○	○	○			○	○	
福源商事 (株)	五條市出屋敷町186番56の一部、近内町1104番51の一部		○	○	○	○	○	○	
北和商事 (株)	大和郡山市小泉町2506番1	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5番2、5番3	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 丸山土木	御所市大字小林756番外7筆			○					
(株) 丸山土木	御所市大字小林580-1の一部,581-1の一部,櫛羅2536-1の一部	○	○					○	○
(株) みやこ建材	大和郡山市九条町29-3の一部、29-5の一部、31-1の一部		○	○	○	○			
村本道路 (株)	橿原市曲川町708番1外3筆	○							
(株) 山田土木	御杖村大字土屋原3226番、3227番	○	○	○	○		○	○	
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野宇賀志4番3		○	○					
(株) ヤマト興産	五條市二見5丁目1183番地1の一部、1184番地1、1184番地4、1184番地5の一部	○							
(株) ヤマト産業サービスセンター	香芝市尼寺605番外2筆		○	○	○	○			
(株) 山本工業	天理市庵治町92番外8筆、嘉幡町304番1外2筆	○						○	○
(有) ヨシモトゴム商会	御所市東松本243番、244番、246番、247番		○			○			
(株) 米澤開発	奈良市柴屋町66番1、67番5の一部及び67番6の一部		○		○		○		
最終処分場									
(有) 馬本賢商店	生駒郡平群町大字福貴711番1外6筆 (安定型)	○※3							
(株) 正光	御所市戸毛1082番1外3筆 (安定型)	○※3	○※3			○	○	○※3	
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂183番1及び184番 (安定型)	○※3	○※3			○	○	○※3	
(株) 南都興産	御所市大字重阪329番地他12筆 (管理型)	○※3	○※3	○	○	○	○	○※3	○
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1255番地ほか13筆 (安定型)	○※3	○※3			○	○	○※3	
(株) 丸山土木	御所市大字小林561番外17筆 (安定型)	○※3	○※3			○	○	○※3	

・一覧の中間処理施設及び最終処分場は、奈良県又は奈良市の許可を受け、令和8年10月1日現在、各ホームページ及び産業廃棄物処理業許可行政情報検索システムにて公開している産業廃棄物処理業許可業者である。
許可の有無や処分地・受入品目等について変動している場合があるため、処分場選定時には確認を行うこと。
※1廃タイヤに限る　※2廃蛍光管又は廃水銀灯に限る　※3廃石綿を含む

市営北山西住宅(3号～7号)

解体整備工事

図　番	図面名称	Scale
A-0	表紙	――
A-1	附近見取図	――
A-2	撤去平面図	1/200
A-3	仮設参考図	1/200
A-4	整備図	1/200
A-5	平面詳細・立面図	1/200
――	特記仕様書	――

大和郡山市　入札検査課　施設整備室

建築物解体工事特記仕様書

（最新版）　　※令和 8 年 4 月 1 日以降適用

Ⅰ　工事概要

1　工事名　　市営北山西住宅(3 号～7 号)解体整備工事
2　工事場所　　大和郡山市小泉町地内
3　敷地面積　　――――――――
4　用途地域　　第一種住居地域
5　解体規模

建築物	棟　Ｎｏ	3 号～7 号					
	棟　名　称	北山西住宅					
	構　　造	簡易耐火造					
	階　　数	1 階					
	建 築 面 積	――					
	延 べ 面 積	211 ㎡					
	建　築　年	S46 年頃					
	・						
その他	・建築物内外の残存物の処分 ・建築物解体後、敷地整地、砕石敷均し、防草シート貼り、新設フェンス設置等 ＜注意点＞ ・解体工事に必要な諸官庁への各種申請及び届出は、請負者にて事前に済ませること。 ・解体時は養生散水を行い粉じんの飛散に細心の注意を払うこと。 ・工事車両の通行により周辺道路を汚した場合は直ちに清掃して散水すること。 ・敷地内外を問わず、工事範囲内外の施設等に損傷を与えた場合、直ちに監督員に報告し、請負者の責任と負担のもと本工事が終わるまでに修復を済ませること。						

Ⅱ　解体工事仕様

1　共通仕様

図面及び本仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書（最新版）・同解説（以下、「解体共通仕様書」という。）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　最新版」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱　建築工事編」、「建設副産物適正処理推進要綱」による。

2　特記仕様書の適用等

⑴　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
⑵　特記事項は、◯印の付いたものを適用する。◯印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◯印と※印が付いた場合は、共に適用する。
⑶　特記事項に記載の（　　）内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。

章	項　　目	特記事項
1 一般共通事項	① 一般事項	◯ 工事にあたっては、近隣住民や通行人に対する安全の確保に努めること。 ◯ 工事にあたっては、構造物の状況や工事現場周辺の環境状況を検討した上で、騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じること。 ◯ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従い適正な処理を行うこと。 ◯ 工事に伴う官公庁への届け出等の手続き（その費用を含む。）及び工事用電気・水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。 ◯ 工事による発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）等の関係諸法令を遵守し、監督職員の承諾を得て適正に処分すること。 ◯ 受注者は、監督職員と随時打ち合わせを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。
	② 工事実績情報の登録	※ 適用する　　・　適用しない　　(1. 1. 4)

1 一般共通事項

③ 工事の記録

工事中、完成時ともカラー写真とする。 (1. 2. 3)

撮影対象等は「営繕工事写真撮影要領　最新版　工事写真撮影ガイドブック」の解体工事編　による他、次の箇所とする。

分類	規格	撮影箇所	提出部数
着　工　前	サービス版	⊙ 敷地全景 ⊙ 解体建築物全景　　棟毎 ⊙ 解体外構工作物、設備等毎	1部
工　事　中	サービス版	⊙ 仮設物（仮囲、仮設ＷＣ、仮設事務所、工事看板等 ） ⊙ 分別解体の経過状況（作業順） ⊙ 基礎解体後の最深部 ⊙ 埋め戻し状況 ⊙ 伐採、伐根状況 ⊙ 屋外埋設物撤去状況 ⊙ 供給設備関係の処理状況 ⊙ 公害対策状況 ⊙ 解体機械、発生材運搬車両 ⊙ 発生材処分先及び搬入写真 ・ 振動、騒音測定状況写真 ⊙ その他監督職員が必要と認め、指示した箇所	1部
完　成　時	サービス版		1部

この写真はデジタル写真も可とし、その仕様等は監督職員の指示による。

4　電気保安技術者

・　適用する　　※　適用しない (1. 3. 3)

⑤ 施工条件

関連工事による施工時期の調整　・　有（内容：　　）　(1. 3. 5)
⊙ 無

施工時期・時間の制限　※　指定しない　・

部位別施工順序　※　指定しない　・　図示による

工事用車両の駐車場所　⊙ 協議　・　無

資機材置場所　⊙ 協議　・　無

関係機関等との協議の未成立事項　・　有（内容：　　）
・　無

関係機関等との協議結果　・　有（内容：　　）
・　無

⑥ 施工計画書等

⊙ 工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約締結後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。 (1. 2. 2)

⊙ 建築物の解体工事の施工計画書の作成にあたっては、建設副産物リサイクル広報推進会議が発刊した「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」などを参考に有害物質等の事前調査をすること。また、事故防止（特に外壁等の崩落による公衆災害の防止）を図るため関係する法令、指針等を遵守するほか、特に以下に留意しなければならない。

⊙ 『建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（平成１５年７月３日付け国土交通省住宅局長通達）』参照。

ガイドラインの抜粋（なお、次にある「請負者」は「受注者」に、「監督員」は「監督職員」にそれぞれ読み替えること。）

1　施工計画等の作成に当たっては、解体対象物の構造、立地条件等を事前に充分調査、把握し、事故防止に十分配慮した解体工法・解体手順等を決定すること

2　請負者は、設計図書等を充分把握するとともに、実況が設計図書と異なることを想定し、各構造部分の充分な目視確認するとともに、特殊構造の建築物の解体にあっては、必要に応じて構造の専門家と十分協議し、安全性を考慮した工法を選択すること。

3　請負者は、解体工事途中段階で想定外の構造、鉄骨の腐食、設備等が判明した場合は、工事を一旦中止し、監督員に報告した上で、施工計画の修正を検討すること。

4　請負者は、公衆災害を防止する観点から、特に①建築物の外周部が張り出している構造の建築物、②カーテンウォール等、外壁が構造的に自立していない工法の建築物の解体工事の施工にあたっては、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択等を適切に行うこと。

5　請負者は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造等の異種構造の接合部、増改築部分と従前部分の接合部等の解体については、特に接合部の強度等に十分配慮した施工計画を作成、工事の実施を行うこと。

1 一般共通事項	⑦ 施工中の安全確保及び環境保全	⊙「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成 30 年建設省告示第１５３７号）に基づき、指定された建設機械を使用する。 (1. 3. 6) ⊙「建設機械に関する技術指針（平成 30 年建設省通知第２４７号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。 (1. 3. 6) ⊙ 地下埋設物等による有出ガス（炭酸ガス、一酸化炭素、及びメタンガス等）の発生への対処、地下構造物の撤去時における周壁崩落事故及び転落事故防止の安全対策に十分注意すること。 ⊙ 作業に必要な酸素、アセチレン、及び軽油等の危険物は所定の位置に施錠の上保管、若しくは現場外に搬出する等管理を徹底すること。労働災害及びその他の事故発生等を防止するための注意と、常時の点検を作業員に徹底させること。 ⊙ 作業開始前に当日の工事打ち合わせを実施し、公害及び第３者に対する事故防止及び周辺環境の保全に努めること。 (1. 3. 9)
	⑧ 交通安全管理	関係機関との協議 (1. 3. 7) ・ 必要（関係機関：　　） ・ 必要なし ⊙ 配置する（・警備業法第１８条に規定する特定の種別の警備業務 ・任意 ） （ 延べ 50 人・日 ） ・ 配置しない 特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)による。
	⑨ 発生材の処理等	⊙ 引き渡しを要するもの (1. 3. 10) ・ 現場再利用発生材
	⑩ 近隣との折衝等	⊙ 工事着手前に近隣住民等へ工事内容を周知するとともに、着手後は週間の作業内容を掲示等により知らせること。 (1. 3. 11) ・ 住民説明会の開催 （ ・ 実施する ⊙ 実施しない ）
	11 解体作業中の騒音及び振動調査	・ 解体作業中の騒音、振動調査 (2. 2. 1) ・ 実施する（・常時測定 ・測定回数 回） ・ 実施しない
	⑫ 事前調査	⊙ 受注者は、必要に応じて付近の地盤沈下の状況、近隣建物の壁、建具の建て入れ状況、内外装・土間等のクラック状況を調査・記録・写真撮影し事後に備えること。さらに、工事の施工により、近隣施設等に損傷を与えた場合には、現状に復旧すること。 ・ 近隣事前調査の実施（内容は図面指示） ※ 今回工事で行う ・ 今回工事で行わない。（別途 ）
	⑬ 完成図書等	・ 完成図書 ※製本１部 製本形式 ※チューブファイル ※ 完成図書に綴じこむもの ※ 敷地現況図 記入事項 ・ 敷地境界線 ・ 道路境界線、道路幅員、排水溝等 ・ 方位 ・ 敷地内残存工作物、立木、電柱、電話柱等 ・ 敷地内設備位置（給水引き込み位置、下水桝位置） ・ 整地後レベル（ ｍグリッド） ※ その他監督職員の指示するもの ・ 添付するもの（記録として保存すべき施設で、建設時の図面がない場合に限る。） ・ Ａ３版 縮小原図（配置図、平面図、立面図、仕上表、一般断面図）とする。

<table>
<tr><td rowspan="3">1
一般共通事項</td><td>⑭ 電子納品等</td><td>(※) 電子納品対象工事　・　電子納品対象外工事
ＣＤ－Ｒ（監督職員提出用）　（　　部　）

ＣＤ－Ｒに格納するもの
※　敷地現況図　（※ＣＡＤ　※ＰＤＦ）　※　監督職員が指示した図面等
※　工事概要ファイル

受注者は、次により電子納品を行うものとする。
ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。
⑴　完成図等は、「官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）、営繕工事電子納品要領　【最新版　国土交通省大臣官房官庁営繕部】」、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）等の運用の改正について（平成２６年４月　２５日付け営第８５号）」（（以下、「要領等」という。）に基づいて作成すること。
「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。
⑵　電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。
⑶　設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。</td></tr>
<tr><td>⑮ 技術検査</td><td>・　中間検査　（　・　実施する　　・　実施しない　）　（1. 6. 2）
<table><tr><th>回数</th><th>中間検査の時期</th></tr><tr><td>第１回</td><td>地中部基礎等撤去後埋め戻し前</td></tr><tr><td>第２回</td><td></td></tr></table>
(・) 完成検査　（ (・) 実施する　　・実施しない）
(・) 解体・発生材処分後は、マニフェスト等の整理を行い、施工管理資料として速やかに監督職員に提出のこと。
・　完成検査時には、地中工作物撤去確認のための掘削機械（バックホー　　立米）を準備すること。</td></tr>
<tr><td>16　工事の余裕期間</td><td>※　適用しない
・　適用する（・　発注者指定方式　　・　任意着手方式　）
適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2
仮設工事</td><td>① 騒音・粉塵等の対策（仮囲い等）</td><td>・　仮囲い　（2. 2. 1）
(・) 設ける（範囲、位置、延長等は協議による）　・　設けない
・　万能鋼板（Ｈ＝　　）　・　波形鉄板（Ｈ＝　　）
(・) 単管足場（Ｈ＝　4.0m 以上　）
・　枠組足場シート（Ｈ＝　　）
・　防音パネル（Ｈ＝　　）　・　防音シート（Ｈ＝　　）
・　パネルゲート（Ｗ＝　　Ｈ＝　　）×　　カ所
・　シートゲート（Ｗ＝　　Ｈ＝　　）×　　カ所
・　仮設鉄板
・　設ける（範囲、位置、㎡数等は図示）　(・)設けない</td></tr>
<tr><td>② 監督職員事務所</td><td>・　設ける　(・) 設けない　（2. 3. 1）
・　10 ㎡程度　・　20 ㎡程度　・　35 ㎡程度　・　65 ㎡程度　・　100 ㎡程度
※　請負者事務所の中に監督職員用スペース　　㎡程度確保する。
備品は下記のものを備える。
机、いす、電話、書棚、黒板、ゴム長靴、雨合羽、保安帽、安全帯、冷暖房機器、その他監督職員の指示するもの</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">2
仮設工事</td><td>③ 工事表示板の設置等</td><td>監督職員が指定する位置に 2 箇所設置する。
表示時期は工事着工時から完成時までとする。
表示板の形式
<table><tr><td colspan="2">解体工事の表示</td></tr><tr><td>工 事 名 称</td><td></td></tr><tr><td>構 造 ・ 規 模</td><td></td></tr><tr><td>工 事 期 間</td><td>令 和 年 月 日 ～ 令 和 年 月 日</td></tr><tr><td>建 築 主</td><td></td></tr><tr><td>設 計 者</td><td></td></tr><tr><td>工 事 監 理 者</td><td>（ 外 注 委 託 の 場 合 に 記 入 ）</td></tr><tr><td>工 事 監 督 者</td><td>大 和 郡 山 市 入 札 検 査 課 施 設 整 備 室</td></tr><tr><td>工 事 施 工 者</td><td></td></tr></table>
注１ 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。
2 地色は、マンセル記号１ＧＹ７． ５/８とし黒文字（角ゴシック）で表現する。
3 建築主は、契約担当者名とすること。
4 表示板の大きさ
※１号（横 180 ㎝×縦 90 ㎝） ・２号（横 240 ㎝×縦 120 ㎝）
・３号（横 360 ㎝×縦 180 ㎝） ・その他（ ）
・ 建設リサイクル法遵守指導としての「届出（通知）済シール」を建設業許可標識に貼り付けすること。</td></tr>
<tr><td>④ 工事用水及び電力</td><td>工事用水 構内既存の施設 ⊙ 協議による (1. 3. 5)
・ 利用できない
工事用電力 構内既存の施設 ⊙ 協議による
・ 利用できない</td></tr>
<tr><td>5 工事現場のイメージアップ</td><td>・ 行う ※ 行わない (1. 3. 9)</td></tr>
<tr><td>6 足場その他</td><td>外部足場 ※ 枠組足場（※ 手すり先行工法 ・ その他） (2. 2. 2)
・ くさび緊結式足場（※ 手すり先行工法 ・ その他）
足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成２１年４月策定」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」によるものとする。

内部足場 ※ 脚立、足場板等 ・ 枠組棚足場 ・ その他（ ）</td></tr>
</table>

3 解体施工

① 解体方法

解体内容　(3.3.1)(3.4.1)(3.5.1)(3.6.1)(3.7.1)(3.7.2)(3.8.1)(3.8.2)(3.9.1)(3.9.2)(3.10.1)(3.11.1)

部　位	内　容	
・ 解体建築物	・木造　・ＣＢ造　・Ｓ造　・ＲＣ造　・ＳＲＣ造	
・ 建築設備	電気設備　・ 内部　・ 外部引込柱 機械設備　・ 内部　・ 埋設	
・ 内・外装材	・ 手作業　・ 手作業及び機械による作業	
・ 屋根葺き材	葺き材種類（　ｽﾚｰﾄ葺き　）	
・ 屋根防水	防水仕様　（　現況通り　）	
・ 躯体	・ 手作業及び機械による解体作業　・ 機械解体作業	
・ 基礎等	・ 杭基礎　・ 独立基礎　・ 布基礎　・ べた基礎	
・ 杭の解体	※ 有り　・ 残置 杭解体方法　・ 引抜き工法（　）　・ 破砕工法	
・ 構内舗装等	舗装材種類：アスファルト舗装	
・ 樹木	・ 伐採	※ 行う（　本、図示）　・ 残す
	・ 抜根	※ 行う（　箇所、図示）　・ 残す
	・ 移植木	・有り（移植先：　、図示　）・ 無し
・ 地下埋設物	・ 有り（埋設物：　）　・ 無し	

・ 解体施工は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定に心がけ、解体材等の破片や粉塵の飛散を防止するため、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。

※ 特定石綿等（アスベスト）の存在が想定される建築物の解体にあっては、労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。
　アスベストの除却は、６章による。

② 解体後の整地等

・ 解体撤去後は、次により設計ＧＬに整地すること。　(3. 12. 1)
埋め戻し土　・ 現場発生土利用　・ 山砂利用（　立米）・購入再生砕石
・ 他現場での建設発生土（堆積場所　）
・ 整地表面は、解体で発生した再生砕石で敷きならすこと。
・ 解体後の敷地境界には、松杭及びビニルロープ等による囲障を設置すること。
・ 整地後、解体済建築物位置に縄張りを行うこと。

4 建設廃棄物の処理

① 再資源化等

・ 特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材 (4. 4. 1(a))(4. 4. 1(b))

種　　類	再資源化等をする施設名〈住所〉、搬出距離（km）
・ 建設発生土	
・ コンクリート塊	別紙特記仕様書参照
・ アスファルト塊	別紙特記仕様書参照
・ 建設木くず	別紙特記仕様書参照
・ 金属類	
・ 小型二次電池	

・ 建設資材の廃棄物の再資源化 (4. 4. 1(c))

種　　類	再資源化をする施設名〈住所〉、搬出距離（km）
・ 蛍光ランプ	
・ ＨＩＤランプ	
・ 硬質塩化ビニール管類	
・ ガラス	
・	

・ 指定建設資材廃棄物（木材）として縮減 (4. 4. 1(d))
（理由 ・ 50km 以内に再資源化施設が無い ・ 再資源化に経済面での制約あり ）

・ 再資源化された建設廃棄物の現場での利用 (4. 4. 1(f))
・ 有り （種類： ）
・ 無し

・ 奈良県建設副産物対策に係わる取扱い要領に基づき、次の資材（①土砂が 1,000m3 以上②砕石が 500t 以上③加熱アスファルト混合物が 200t 以上）をひとつでも搬入する場合には工事着手前に再生資源利用計画書及び次の指定副産物（①土砂が 1,000m3 以上②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の合計が 200t 以上）をひとつでも搬出する場合には再生資源利用促進計画書を、また工事完成時に同計画書の実施書を監督職員に提出するものとする。

・ 建設副産物情報交換システムＣＯＢＲＩＳによる情報入力を行うものとする。

2 産業廃棄物広域認定制度の適用

・ 産業廃棄物広域認定制度の適用 ・ 有り ※ 無し (4. 4. 2)

適用廃棄物種類	使用部位

③ 最終処分

・ 最終処分する建設廃棄物及び最終処分場 (4. 4. 4)

種　　類	最終処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)
・アスベスト成形版	別紙特記仕様書参照
・	
・	
・	

・ 本工事で発生する建設副産物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設副産物については、奈良県産業廃棄物税が課税されるので、適正に処理すること。

4 処理に注意を要する建設廃棄物

・ 処理に注意する建設廃棄物の処理 (4. 5. 1)

種　　類	処分をする施設名〈住所〉、搬出距離(km)
・ ＣＣＡ処理木材	
・ ひ素混入石膏ボード（小名浜吉野石膏㈱いわき工場 昭和４８年３月～平成９年４月に製造）	
・ カドミウム含有石膏ボード（日東石膏ボード㈱八戸工場 平成４年１０月～平成９年４月に製造）	
・	

参考：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル（案）（平成２４年３月国土交通省）

5 特別管理産業廃棄物の処理等

1 特別管理産業廃棄物の処分等

・ 特別管理産業廃棄物の処分 (5. 4. 1) (5. 4. 3) (5. 4. 4) (5. 4. 5) (5. 4. 6) (5. 4. 7)

種類	分析調査	保管処分	保管場所及び処分先
・ ＰＣＢを含む機器類	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
・ ＰＣＢ含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
・ 廃油	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
・ 廃酸・廃アルカリ	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
・ ダイオキシン類	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	

6 アスベスト含有建材の除去等

① 一般事項

・ アスベスト含有調査 (・) 行う ※ 行わない (6. 1. 2)
・ アスベスト粉塵濃度測定 ※ 行う ・ 行わない (6. 1. 3)

測定を行う場合の時期等

測定時期	測定場所	測定点数
・		
・		
・		

※ アスベスト粉塵濃度測定の時期等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（平成２４年版）・同解説」の解説６．１．３を参照のこと。

(※) アスベスト含有建材の除去に当たっては、石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習修了者）の選任をすること。除去に従事する除去作業者は石綿則に基づく特別の教育を受けたものとすること。 (6. 2. 2～3)

2 建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理

・ 建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理 (6. 1. 1)

使用の有無	使用設備の種類	処理方法
・ 有り ・ 無し	・ ・	

3 アスベスト含有吹付け材の除去

・ アスベスト含有吹付け材の処理等 (6. 3. 2) (6. 3. 3)

建材の種類	使用部位	除去工法	除去後の処理
・ アスベスト含有吹付材	壁面	※ (6.3.2)による除去工法 ・ 特殊工法 （ ）	※ 密封処理 ・ セメント固化 ・ 特殊処理 （ ）

処分場 ※管理型又は遮断型最終処分場に処分すること
・ 現場内立ち入り禁止措置や防護衣の着用等を徹底すること。
・

4 アスベスト含有保温材等の除去

・ アスベスト含有保温材の処理等 (6. 4. 2) (6. 4. 4)

使用材料名	使用部位	除去工法	除去後の処理
・		※ 手ばらし ・ (6.3.2)による除去工法 ・ 特殊工法 （ ）	※ 密封処理 ・ 特殊処理 （ ）

処分場 ※管理型又は遮断型最終処分場に処分すること
・

6 アスベスト含有建材の除去等

⑤ アスベスト含有成形板の除去

・ アスベスト含有成形板の処理等 （6. 5. 2）（6. 5. 3）

使用材料名	使用部位	除去工法	除去後の処理
・カラーベスト ・スレート波板 ・屋内ボード類		※ 湿潤手ばらし ・ 特殊工法 （ ）	※ 飛散防止措置 ・（ 隔離明示 ）
・			

処分場 ※安定型最終処分場に処分すること
・
・

・現場内飛散防止養生・湿潤等を適切に行い、施工に当たること。
また、施工写真や現場掲示などを書面にて提出を行うこと。

7 特殊な建設副産物の処理

1 特別管理産業廃棄物等の処分等

・特殊な建設副産物の処分 （7. 3. 2～7）

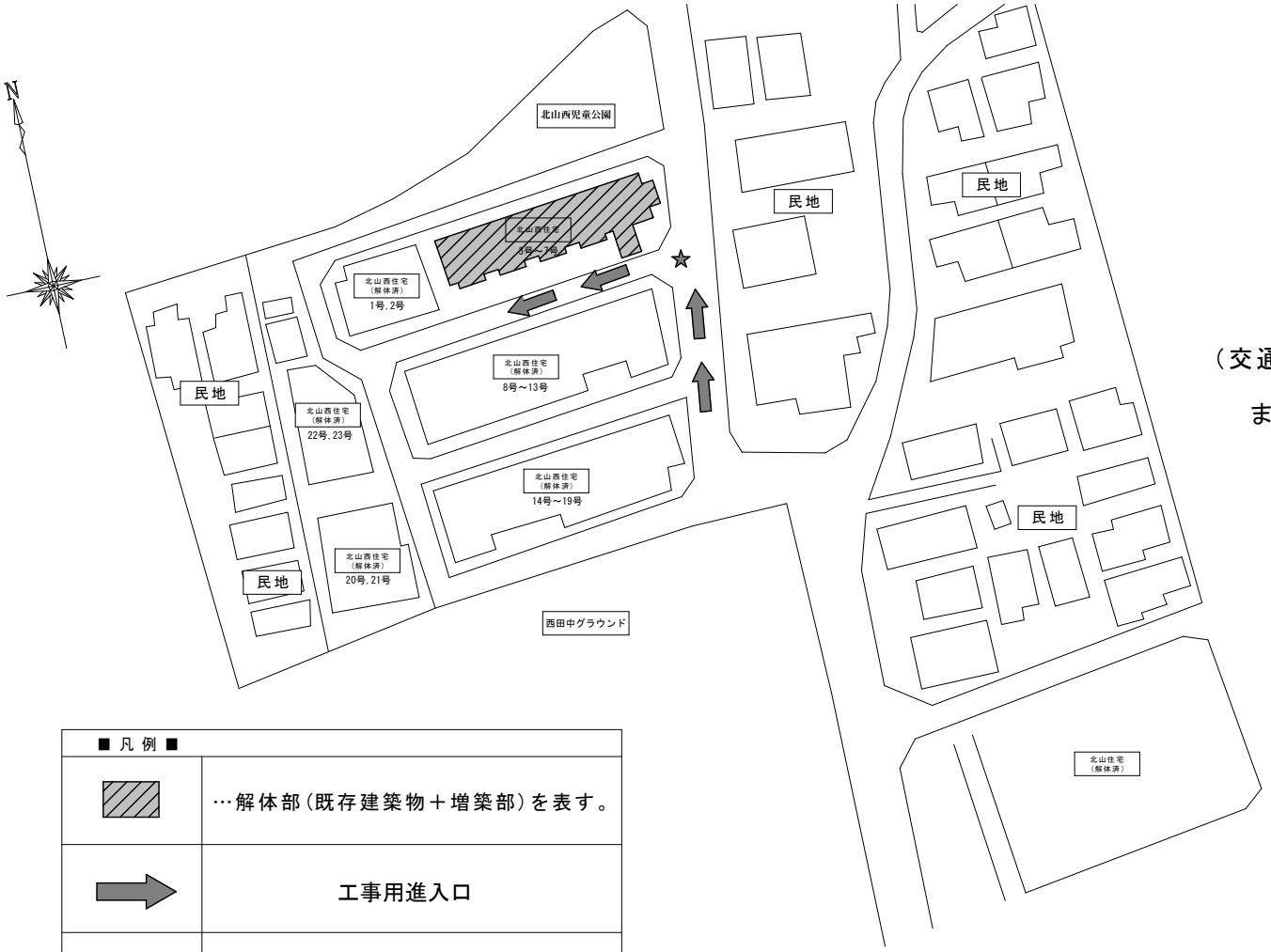
種類	回収及び処分等	処分先等
・ 冷媒フロン	※ 登録を受けた回収業者に回収委託	
・ 建材用断熱フロン	※ 処分	
・ ハロン	※ ハロン設置業者に回収	
・ イオン化式感知器	・ 購入元か製造所等へ返却 ・ （公社）日本アイソトープ協会に引き渡し	
・ 六ふっ化硫黄ガス	・ 機器製造所に回収委託 ・ ＳＦ６ガス回収業者に依頼	
・ ＰＦＯＳ	※ 処理業者に処理委託	
・ 特定化学物質	・ 回収 ・ 処分	
・		

8 その他

① その他の一般事項

※ 処分先の変更等
4章1～4、5章1、6章5、7章1の各処分する施設の明示については、拘束するものではない。処分先を変更した場合は、明示した設計上の処分先と比較検討し、安価になっている場合は減額することもある。

大 和 郡 山 市 入 札 検 査 課 施 設 整 備 室



■ 凡 例 ■	
	…解体部(既存建築物＋増築部)を表す。
	工事用進入口
	誘導ガードマン(交通誘導員)を示す ※設ける場所は参考である。

※監督員との協議の上、仮設計画を決定及び書面で提出すること。

工事用進入口は前面道路部からの進入とすること。

(交通誘導員の位置は監督員との打合せにより決定すること。

また、特記仕様書上に記載がある人数分は設けること。)

※仮設足場資材搬入・搬出時,解体重機等の

現場進入時に交通誘導員を設けること。



現場作業員及び誘導ｶﾞｰﾄﾞﾏﾝ

※解体工事であることから、
周辺状況・住民・通行車等に注意を払い、施工を行う事。

特記事項

1.アスベスト含有建材の除去の施工においては、適切な除去計画を事前に監督員に提示すること。

2. 工事中の安全衛生管理については、請負業者の責任に於いて徹底すること。

3. 解体重機・工事車両の進入等で附近工作物等に欠損や割れが生じた場合、現況復旧を行うこと。

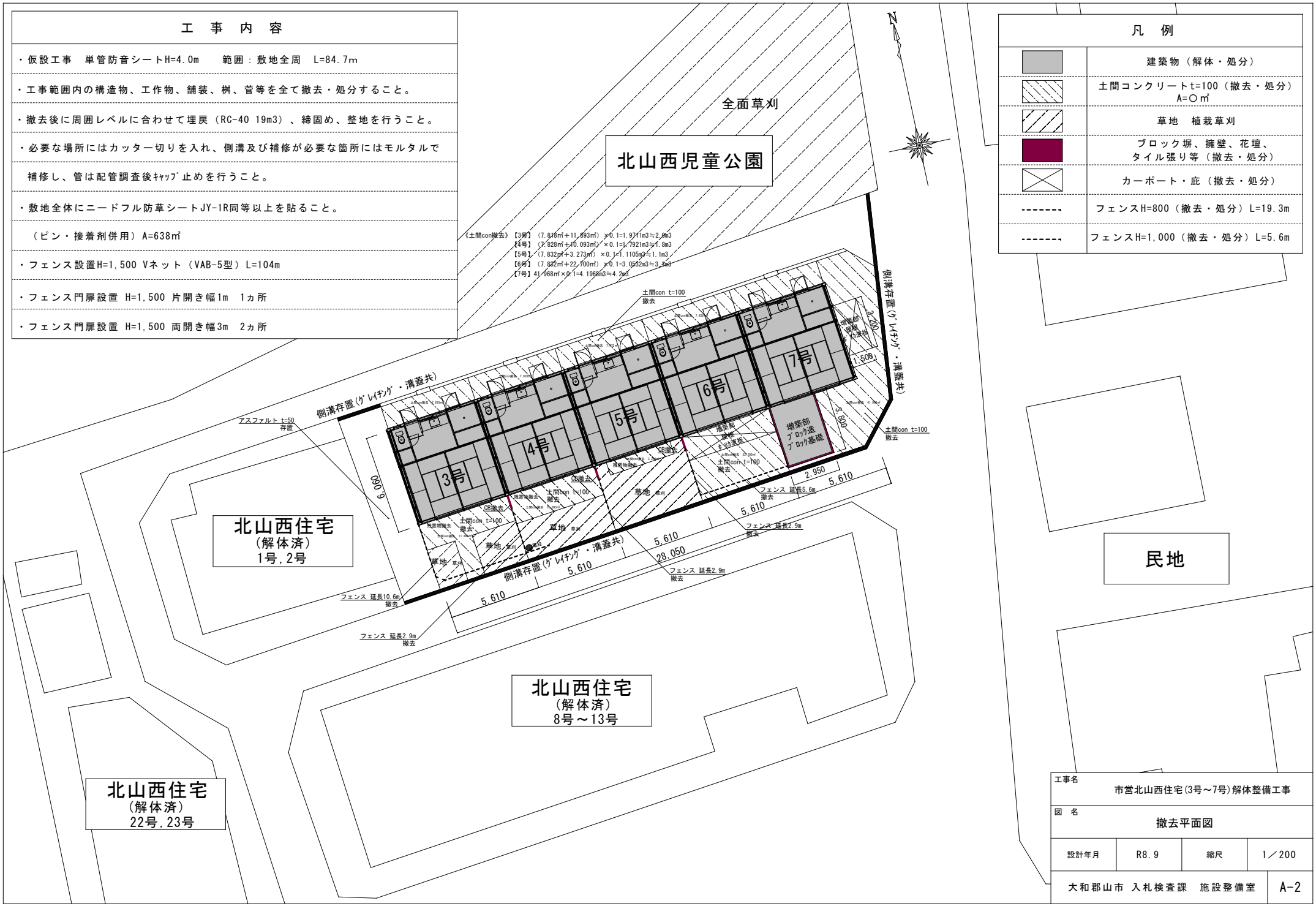
工事名	市営北山西住宅(3号～7号)解体整備工事		
図 名	附近見取図		
設計年月	R8.9	縮尺	FREE
大和郡山市 入札検査課 施設整備室			A-1

工　事　内　容

- ・仮設工事　単管防音シートH=4.0m　　範囲：敷地全周　L=84.7m
- ・工事範囲内の構造物、工作物、舗装、桝、管等を全て撤去・処分すること。
- ・撤去後に周囲レベルに合わせて埋戻（RC-40 19m3）、締固め、整地を行うこと。
- ・必要な場所にはカッター切りを入れ、側溝及び補修が必要な箇所にはモルタルで
 補修し、管は配管調査後ｷｬｯﾌﾟ止めを行うこと。
- ・敷地全体にニードフル防草シートJY-1R同等以上を貼ること。
 （ピン・接着剤併用）A=638㎡
- ・フェンス設置H=1,500 Vネット（VAB-5型）L=104m
- ・フェンス門扉設置 H=1,500 片開き幅1m　1ヵ所
- ・フェンス門扉設置 H=1,500 両開き幅3m　2ヵ所

凡　例

	建築物（解体・処分）
	土間コンクリートt=100（撤去・処分）A=○㎡
	草地　植栽草刈
	ブロック塀、擁壁、花壇、タイル張り等（撤去・処分）
	カーポート・庇（撤去・処分）
-------	フェンスH=800（撤去・処分）L=19.3m
-------	フェンスH=1,000（撤去・処分）L=5.6m



工事名	市営北山西住宅(3号～7号)解体整備工事		
図　名	撤去平面図		
設計年月	R8.9	縮尺	1／200
大和郡山市　入札検査課　施設整備室			A-2

工　事　内　容

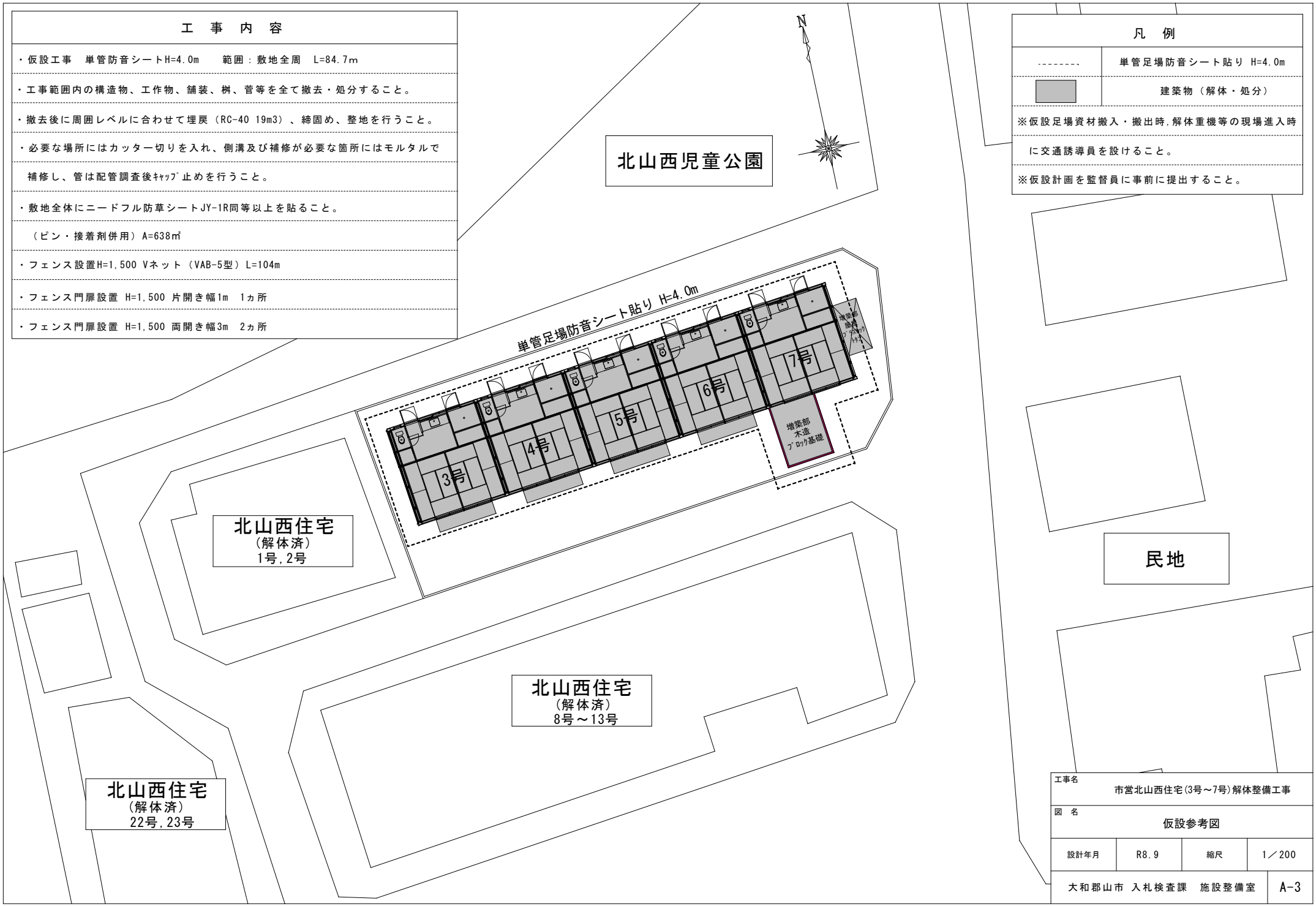
- 仮設工事　単管防音シートH=4.0m　　範囲：敷地全周　L=84.7m
- 工事範囲内の構造物、工作物、舗装、桝、管等を全て撤去・処分すること。
- 撤去後に周囲レベルに合わせて埋戻（RC-40 19m3）、締固め、整地を行うこと。
- 必要な場所にはカッター切りを入れ、側溝及び補修が必要な箇所にはモルタルで補修し、管は配管調査後ｷｬｯﾌﾟ止めを行うこと。
- 敷地全体にニードフル防草シートJY-1R同等以上を貼ること。（ピン・接着剤併用）A=638㎡
- フェンス設置H=1,500 Vネット（VAB-5型）L=104m
- フェンス門扉設置 H=1,500 片開き幅1m　1ヵ所
- フェンス門扉設置 H=1,500 両開き幅3m　2ヵ所

凡　例

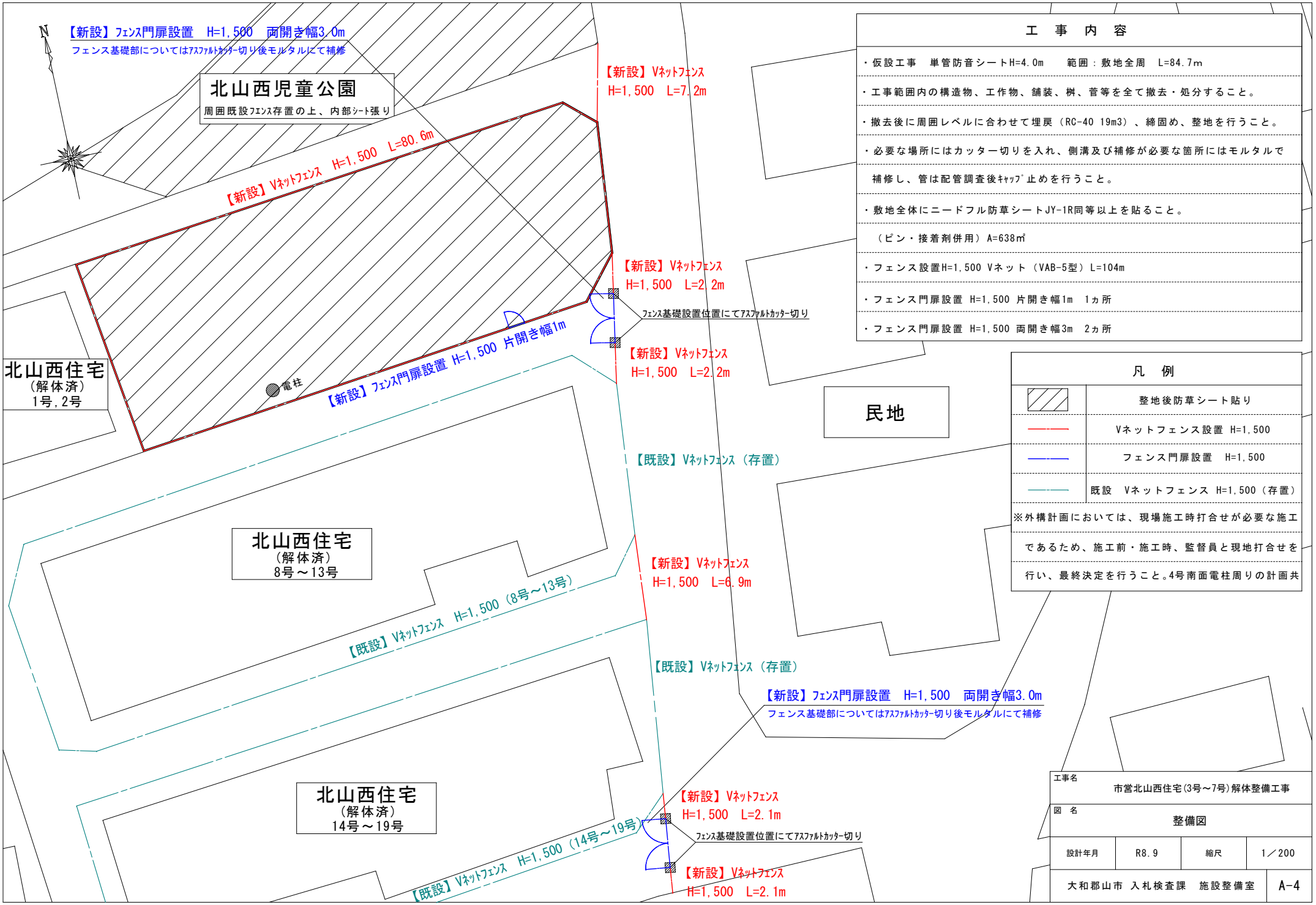
- - - - - - -	単管足場防音シート貼り H=4.0m
	建築物（解体・処分）

※仮設足場資材搬入・搬出時,解体重機等の現場進入時に交通誘導員を設けること。

※仮設計画を監督員に事前に提出すること。



工事名	市営北山西住宅(3号～7号)解体整備工事
図　名	仮設参考図
設計年月	R8.9
縮尺	1／200
大和郡山市 入札検査課　施設整備室	A-3



工　事　内　容

- 仮設工事　単管防音シートH=4.0m　　範囲：敷地全周　L=84.7m
- 工事範囲内の構造物、工作物、舗装、桝、管等を全て撤去・処分すること。
- 撤去後に周囲レベルに合わせて埋戻（RC-40 19m3）、締固め、整地を行うこと。
- 必要な場所にはカッター切りを入れ、側溝及び補修が必要な箇所にはモルタルで補修し、管は配管調査後ｷｬｯﾌﾟ止めを行うこと。
- 敷地全体にニードフル防草シートJY-1R同等以上を貼ること。（ピン・接着剤併用）A=638㎡
- フェンス設置H=1,500 Vネット（VAB-5型）L=104m
- フェンス門扉設置 H=1,500 片開き幅1m　1ヵ所
- フェンス門扉設置 H=1,500 両開き幅3m　2ヵ所

凡　例

▨	整地後防草シート貼り
———	Vネットフェンス設置 H=1,500
———	フェンス門扉設置　H=1,500
———	既設　Vネットフェンス H=1,500（存置）

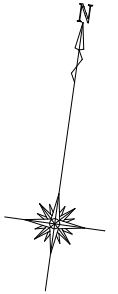
※外構計画においては、現場施工時打合せが必要な施工であるため、施工前・施工時、監督員と現地打合せを行い、最終決定を行うこと。4号南面電柱周りの計画共

工事名	市営北山西住宅(3号～7号)解体整備工事		
図　名	整備図		
設計年月	R8.9	縮尺	1／200
大和郡山市　入札検査課　施設整備室			A-4

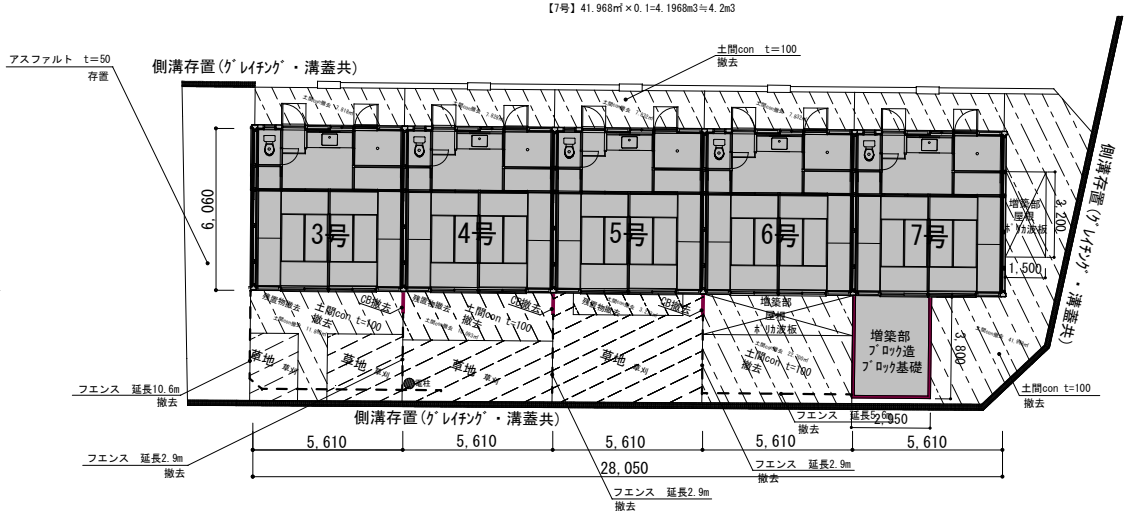
建物概要	
構造	簡易耐火造平屋建 （増築部：木造、一部鉄骨造、一部ブロック造）
延床面積	２１１．２㎡（うち増築部：１１．２㎡）
建築年度	昭和４１～４６年度
屋根	波形スレート葺き（アスベスト含有材）
屋根裏	軒裏ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板（アスベスト含有材）
内装材	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ・7号壁ｸﾛｽ（みなしｱｽﾍﾞｽﾄ）
外壁	鉄筋コンクリート板（組立式） ｔ＝40
基礎	鉄筋コンクリート（現場打） 布基礎t＝150、H＝750（ﾌｰﾁﾝ共）・束石（CB置き）
便槽	撤去



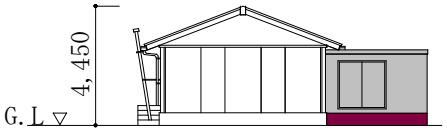
北側立面図



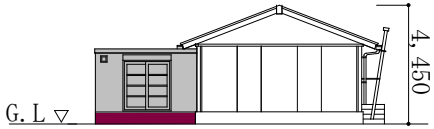
《土間con撤去》【3号】（7.818㎡＋11.893㎡）×0.1=1.9711m3≒2.0m3
【4号】（7.828㎡＋10.093㎡）×0.1=1.7921m3≒1.8m3
【5号】（7.832㎡＋3.273㎡）×0.1=1.1105m3≒1.1m3
【6号】（7.832㎡＋22.700㎡）×0.1=3.0532m3≒3.1m3
【7号】41.968㎡×0.1=4.1968m3≒4.2m3



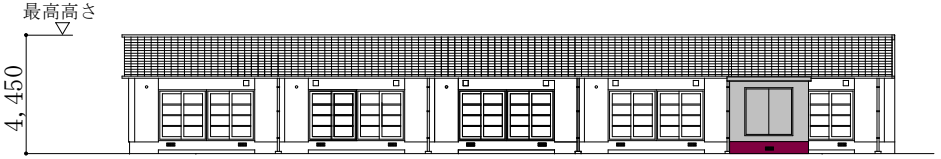
平面図



西側立面図



東側立面図



南側立面図

凡例	
	増築部分
	外部階段
	カーポート・庇
	倉庫
	フェンス

凡例	
	増築部分
	軽量鉄骨部分
	CB・ｺﾝｸﾘｰﾄ腰壁

工事名	市営北山西住宅(3号～7号)解体整備工事		
図　名	平面詳細図・立面図（北山西住宅）		図面番号
設計年月	R8.7	縮尺	1/200
大和郡山市　入札検査課　施設整備室			A－5

作成日	R8.10
適用単	R8.9

工事費内訳書

工事名称　　市営北山西住宅(3号～7号)解体整備工事

工事場所　　大和郡山市小泉町地内

(　　)

建物解体工事　一式
敷地整備工事　一式
　敷地整地、防草シート張り、新設フェンス設置等

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				CM　コメント
建築工事	1	式		CK　直接工事費
計				CKK 直接工事費計
共通費				CM　コメント
共通仮設費	1	式		KK　共通仮設費
現場管理費	1	式		KG　現場管理費
一般管理費等	1	式		KI　一般管理費等
計				KS　共通費計
				CM　コメント
工事価格	1	式		KKK 工事価格
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		KH　工事費
				CM　コメント
調査基準価格	1	式		CH　調査基準価格
調査基準価格の100/110	1	式		CH2 調査基準価格割戻

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
建築工事	1	式		WP
計				

名　　称	工期	直接工事費 ①	率 ②	増減率 ③	共通仮設費率 ④＝②＋③	補正係数 ⑤	補正係数 ⑥	共通仮設費 ⑦＝①×④×⑤×⑥
建築工事 新営工事 監理事務所を設けない								
建築工事 改修工事								
小計 (率対象)								
建築工事 処分費								
建築工事 改修工事 共通仮設費(積上げ)								
小計 (率対象外)								
合計								

名　　称	純工事費 ①	率 ②	増減率 ③	現場管理費率 ④＝②＋③	補正係数 ⑤		現場管理費 ⑥＝①×④×⑤
建築工事 新営工事 監理事務所を設けない							
建築工事 改修工事							
小計 （率対象）							
建築工事 処分費							
小計 （率対象外）							
合計							

名　　称	工事原価 ①	率 ②	増減率 ③	一般管理費等 率④＝②＋③	前払金支出割 合補正係数⑤	一般管理費等 ⑥＝①×④×⑤	工事価格 ⑦＝①＋⑥
建築工事 新営工事 監理事務所を設けない							
建築工事 改修工事							
建築工事 処分費							
合計 (率対象)							
建築工事 一般管理費等(積上げ)							
合計 (率対象外)							
端数調整							
総計							

共通仮設費(積上)　明細　6

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
仮囲い	単管足場防音シート張り H=4.0m	1	式			別紙 00-0003
交通誘導員B		50	人日			
計						

一般管理費等(積上)　明細　7

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
産廃税相当額		2.2	t			(見積り・刊行物等)
計						

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
仮囲い	単管足場防音シート張り H=4.0m	1	式			別紙 00-0003
単管一本足場	ﾊﾟｲﾌﾟ足場　高10m未満　存置3ヵ月	339	㎡			(見積り・刊行物等)
シート養生	防炎ｼｰﾄ張り　JIS Ⅰ類　存置3ヵ月	339	㎡			(見積り・刊行物等)
計						

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
解体整備工事	1	式		WP
計				

解体整備工事

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
解体撤去	1	式		WP
発生材処分	1	式		WP
囲障	1	式		022
計				

解体整備工事

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
解体撤去	【3号】	1	式		WP
解体撤去	【4号】	1	式		WP
解体撤去	【5号】	1	式		WP
解体撤去	【6号】	1	式		WP
解体撤去	【7号】	1	式		WP
解体撤去	その他	1	式		WP
計					
発生材処分	発生材処分	1	式		WP
計					
囲障		1	式		001
計					

解体整備工事	解体撤去			【3号】		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
基礎撤去	有筋　手こわし併用機械解体	11.8	m3			(見積り・刊行物等)
土間ｺﾝｸﾘｰﾄ撤去	厚100～150　圧砕機・大型ﾌﾞﾚｰｶ併用	2	m3			(見積り・刊行物等)
上屋解体	共同住宅　手こわし併用機械解体	40	㎡			(見積り・刊行物等)
上屋ｽﾚｰﾄ除去	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有　屋根材(ｽﾚｰﾄ波板程度) 作業ﾚﾍﾞﾙ3　手作業	45.6	㎡			(見積り・刊行物等)
成形板除去	けいカル1種程度	16.2	㎡			(見積り・刊行物等)
除去石綿	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材　作業ﾚﾍﾞﾙ3 手作業　密封処理	0.6	m3			(見積り・刊行物等)
計						

解体整備工事	解体撤去			【4号】		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
基礎撤去	有筋　手こわし併用機械解体	11.8	m3			(見積り・刊行物等)
土間ｺﾝｸﾘｰﾄ撤去	厚100～150　圧砕機・大型ﾌﾞﾚｰｶ併用	1.8	m3			(見積り・刊行物等)
上屋解体	共同住宅　手こわし併用機械解体	40	㎡			(見積り・刊行物等)
上屋ｽﾚｰﾄ除去	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有　屋根材(ｽﾚｰﾄ波板程度) 作業ﾚﾍﾞﾙ3　手作業	45.6	㎡			(見積り・刊行物等)
成形板除去	けいカル1種程度	16.2	㎡			(見積り・刊行物等)
除去石綿	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材　作業ﾚﾍﾞﾙ3 手作業　密封処理	0.6	m3			(見積り・刊行物等)
計						

解体整備工事	解体撤去			【5号】		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
基礎撤去	有筋　手こわし併用機械解体	11.8	m3			(見積り・刊行物等)
土間ｺﾝｸﾘｰﾄ撤去	厚100～150　圧砕機・大型ﾌﾞﾚｰｶ併用	1.1	m3			(見積り・刊行物等)
上屋解体	共同住宅　手こわし併用機械解体	40	㎡			(見積り・刊行物等)
上屋ｽﾚｰﾄ除去	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有　屋根材(ｽﾚｰﾄ波板程度) 作業ﾚﾍﾞﾙ3　手作業	45.6	㎡			(見積り・刊行物等)
成形板除去	けいカル1種程度	16.2	㎡			(見積り・刊行物等)
除去石綿	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材　作業ﾚﾍﾞﾙ3 手作業　密封処理	0.6	m3			(見積り・刊行物等)
計						

解体整備工事	解体撤去			【6号】		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
基礎撤去	有筋　手こわし併用機械解体	11.8	m3			(見積り・刊行物等)
土間ｺﾝｸﾘｰﾄ撤去	厚100～150　圧砕機・大型ﾌﾞﾚｰｶ併用	3.1	m3			(見積り・刊行物等)
上屋解体	共同住宅　手こわし併用機械解体	40	㎡			(見積り・刊行物等)
上屋ｽﾚｰﾄ除去	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有　屋根材(ｽﾚｰﾄ波板程度) 作業ﾚﾍﾞﾙ3　手作業	45.6	㎡			(見積り・刊行物等)
成形板除去	けいカル1種程度	16.2	㎡			(見積り・刊行物等)
除去石綿	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材　作業ﾚﾍﾞﾙ3 手作業　密封処理	0.6	m3			(見積り・刊行物等)
計						

解体整備工事	解体撤去			【7号】		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
基礎撤去	有筋　手こわし併用機械解体	19	m3			(見積り・刊行物等)
土間ｺﾝｸﾘｰﾄ撤去	厚100～150　圧砕機・大型ﾌﾞﾚｰｶ併用	4.2	m3			(見積り・刊行物等)
上屋解体	共同住宅　手こわし併用機械解体	51.2	㎡			(見積り・刊行物等)
上屋ｽﾚｰﾄ除去	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有　屋根材(ｽﾚｰﾄ波板程度) 作業ﾚﾍﾞﾙ3　手作業	45.6	㎡			(見積り・刊行物等)
成形板除去	けいカル1種程度	50.2	㎡			(見積り・刊行物等)
除去石綿	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材　作業ﾚﾍﾞﾙ3 手作業　密封処理	0.8	m3			(見積り・刊行物等)
ｶｰﾎﾟｰﾄ撤去	軸組解体　木造軸組　間柱、筋かい不使用	10	㎡			(見積り・刊行物等)
CB撤去	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾚｰｶ 集積共	3	m3			
ｺﾝｸﾘｰﾄ類 集積、積込み	機 械	3	m3			
計						

解体整備工事	解体撤去			その他		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
浴槽撤去		3	台			代価表　0001
便器撤去		6	台			代価表　0002
シンク撤去		6	台			代価表　0003
フェンス撤去		1	式			代価表　0004
雑撤去	給湯器、アンテナ、その他残置物	1	式			代価表　0005
計						

解体整備工事　発生材処分　発生材処分

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材処分		1	式			別紙 00-0001
発生材運搬		1	式			別紙 00-0002
計						

解体整備工事　囲障

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
埋戻し(D種)	-　再生ｺﾝｸﾘｰﾄ砂	19	m3			
敷きならし	締め固め共	9.5	m3			
Vﾈｯﾄﾌｪﾝｽ	5型　VAB　H-150cm	104	m			(見積り・刊行物等)
Vﾈｯﾄﾌｪﾝｽ設置(門扉1m)	VH-G型(片開-巾1m)　H1500	1	基			(見積り・刊行物等)
Vﾈｯﾄﾌｪﾝｽ設置(門扉3m)	VH-G3K型(両開-巾3m)　H1500	2	基			(見積り・刊行物等)
根切り	人力土工 - -	1	m3			
埋戻し	人力土工 - -	0.4	m3			
床ﾓﾙﾀﾙ塗り	ﾓﾙﾀﾙ仕上げ　厚30	0.8	㎡			
防草シート		638	㎡			代価表　0006
草刈り	場内	300	㎡			(見積り・刊行物等)
計						

解体整備工事	発生材処分			発生材処分		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材処分		1	式			別紙 00-0001
ｺﾝｸﾘｰﾄ処分		81.4	m3			(見積り・刊行物等)
木材処分		25	m3			(見積り・刊行物等)
混ﾊﾟｲ等		6.5	m3			(見積り・刊行物等)
プラスチック処分		1.3	m3			(見積り・刊行物等)
繊維くず		5.5	m3			(見積り・刊行物等)
石膏ﾎﾞｰﾄﾞ		1.7	m3			(見積り・刊行物等)
ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材（レベル3)		3.4	m3			(見積り・刊行物等)
ASくず		0.1	m3			(見積り・刊行物等)
計						

解体整備工事	発生材処分			発生材処分		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材運搬		1	式			別紙 00-0002
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ類 DID区間有り 11.0km以下	81.4	m3			
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　木材類 DID区間有り 19.5km以下	25	m3			
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ類 DID区間有り 19.5km以下	0.1	m3			
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　石こうﾎﾞｰﾄﾞ類 DID区間有り 19.5km以下	1.7	m3			
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　石こうﾎﾞｰﾄﾞ類 DID区間有り 19.5km以下	1.3	m3			
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　石こうﾎﾞｰﾄﾞ類 DID区間有り 19.5km以下	6.5	m3			
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　石こうﾎﾞｰﾄﾞ類 DID区間有り 19.5km以下	5.5	m3			
撤去材運搬	4t車	1	台			(見積り・刊行物等)
計						

その他

NO	名　　称	摘　　要	単位	数　量	単　　価	金　　額	丸め	備　　考
	浴槽撤去		台	1			有り	代価表　0001
	便器撤去		台	1			有り	代価表　0002
	シンク撤去		台	1			有り	代価表　0003
	フェンス撤去		式	1			有り	代価表　0004
	雑撤去	給湯器、アンテナ、その他残置物	式	1			有り	代価表　0005
	防草シート		㎡	100			有り	代価表　0006

その他

NO	名　　称	摘　　要	単 位	数　量	乗　率	単　価	金　　額	経費	備　　考
	浴槽撤去		台	1					代価表　0001
01	特殊作業員		人	1				○	
	その他		式	1					
	計								
	便器撤去		台	1					代価表　0002
01	特殊作業員		人	1				○	
	その他		式	1					
	計								
	シンク撤去		台	1					代価表　0003
01	特殊作業員		人	1				○	
	その他		式	1					
	計								

その他

NO	名　　称	摘　　要	単 位	数　量	乗　率	単　価	金　　額	経費	備　　考
	フェンス撤去		式	1					代価表　0004
01	普通作業員		人	2				○	
	その他		式	1					
	計								
	雑撤去	給湯器、アンテナ、その他残置物	式	1					代価表　0005
01	普通作業員		人	3				○	
	その他		式	1					
	計								

○は「その他」の率対象

その他

NO	名　　称	摘　　要	単 位	数　量	乗　率	単　価	金　額	経費	備　　考
	防草シート		㎡	100					代価表　0006
01	ニードフル防草シート JV-1R	2m*20m	㎡	120					(見積り・刊行物等)
02	コの字ピン		枚	109					(見積り・刊行物等)
03	JVワッシャー		枚	109					(見積り・刊行物等)
04	接着剤	3kg/缶	缶	1					(見積り・刊行物等)
05	世話役		人	0.32				○	
06	普通作業員		人	1				○	
	その他		式	1					
	計								

○は「その他」の率対象